

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第33準備書面

(裁判所の平成26年9月9日付求釈明事項第2の2に対する回答)

平成26年11月10日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

原告らは、裁判所の平成26年9月9日付求釈明事項第2の2に対し、以下のとおり、回答する。

第1 (1) (民法に基づく請求を主位的請求とする実質的メリット) について

1 民法に基づく請求を主位的請求とする意義

(1) 裁判所からの求釈明は、実質的メリットを主張せよというものであるが、原告らとしては、既に裁判所には自明のこととは思いますが、その前に、民法に基づく請求を主位的請求とする意義について言及しないわけにはいかない。

(2) 原告らが、民法に基づく請求を主位的請求とするのは、第4準備書面(6頁・第3・1項)で述べたとおり、被告東電に過失があったこと、過失の内容及び過失の程度が重大なことを明らかにするためである。

原告らは、裁判所に対し、被告東電の予見可能性、結果回避可能性の存否及びその程度を審理することのみならず、被告東電の予見義務違反及び結果

回避義務違反の存否及びその程度を審理すること、すなわち、本件事故発生につき被告東電に過失があった否かという規範的評価をすることも求めている。

民法に基づく請求を主位的に行うことにより、裁判所は判決をするにあたり、被告東電の対応を具体的に審理・認定し、それが予見義務違反や結果回避義務違反に当たるか否か、すなわち過失に当たるか否かという規範的評価を必ず行うことになる。

ここに、原告らが主位的に民法に基づく請求を行う意義がある。

- (3) なお、不法行為責任に関して被害者保護のための特別法がある場合、一般論として、加害者は、自己の責任減免と相対的に親和性を持つ一般不法行為法の適用を望むのが合理的である。

ところが、本件では、被告東電は、一般不法行為の適用に強い抵抗を示し、平成26年9月16日付の被告東電の準備書面(10)では、他庁に係属中の同種事案の担当裁判官の発言まで引き合いに出している。審理途中の一部の裁判官の発言まで持ち出す被告東電の姿勢は、明らかに異様であり、その無びゅう性に対するこだわりが、安全神話の根深さを浮き彫りにしているように思われる。

- (4) 以上の意義に加えて、以下のとおり、主位的に民法に基づく請求を行う実質的メリットがある。

2 慰謝料算定に関する実質的メリット

- (1) 本件で、被告東電の予見可能性、結果可能性の存否及びその程度を含めた事実が慰謝料算定の考慮要素となり審理の対象となるとしても、被告東電の予見義務違反及び結果回避義務違反の存否及びその程度が審理の対象とならなければ、加害者の非難性に関する事実の審理として不十分である。

加害者がどのような対応をしていたのか、すなわち、真摯に安全対策を行っていたがわずかな不注意のために不幸にも事故が発生したのか、あるいは

安全を顧みない杜撰な対策であったために事故が発生したのかによって、被害者が被る精神的苦痛の程度は異なる。そのため、慰謝料の考慮要素として加害者の非難性を審理するにあたっては、予見可能性や結果回避可能性の存否及びその程度のみならず、これらの可能性を前提に、加害者が事故防止のためにどのような対応をしていたのかを具体的に審理する必要がある。

そして、そのような加害者の対応が、法的に過失に当たり違法性が認められる場合と、過失に当たらず違法性が認められない場合とでは、前者の方が後者よりも加害者の非難の程度が強いと見えることから、認定される慰謝料の額も、前者の方が後者よりも高くなるべきである。

したがって、慰謝料算定の考慮要素として被告東電がとってきた対応を審理し、それが被告東電の過失に当たるか否かという規範的評価がなされた上で、慰謝料額が決定される必要がある。

(2) しかし、どのような事情を慰謝料算定の考慮要素とするかは裁判所の裁量に委ねられており、裁判所は慰謝料額の決定の根拠を示す必要もないとされている。そのため、慰謝料算定の考慮要素として、被告東電の予見義務違反及び結果回避義務違反の存否やその程度の審理・判断を行うこと、すなわち被告東電に過失があったか否かという規範的評価を行うことは、原告らに手続的に保障されていない。平成26年9月26日付求釈明書第1・4項の記載からは、被告東電の予見義務違反及び結果回避義務違反の存否、すなわち被告東電に過失があったか否かという規範的評価が行われたい可能性も窺われる。

そこで、民法に基づく請求を主位的に行うことにより、被告東電の過失の有無が必ず判断され、それに基づき慰謝料算定がされるという実質的メリットがある。

(3) また、第一審裁判所が慰謝料算定の考慮要素として被告東電の過失の有無を審理したとしても、本件訴訟が控訴審に移行した場合に、控訴審裁判所が

慰謝料算定の考慮要素として被告東電の過失の有無の審理を行う手続的保障は全くない。

さらにいえば、被告東電の過失の有無に関する控訴審の判断につき当事者に不服があった場合、民法に基づく請求に対する判断であれば「過失」という法令解釈に関する重要な事項（民事訴訟法318条1項）を含むと解しうるため上告受理申立理由となるが、被告東電の過失の有無が慰謝料算定の考慮要素としての判断にとどまれば、上告受理申立理由にもならないおそれがある。

3 訴訟活動や訴訟指揮に関する実質的メリット

- (1) 民法に基づく請求を主位的に行うことにより、裁判所は、被告東電に過失があったか否かを必ず判断する必要があるため、被告東電の過失の有無は本件訴訟における重要な争点の1つとなる。

そのため、被告東電が、被告東電自らの訴訟活動として、あるいは原告らの要望や裁判所の求釈明に応じて、証拠資料を積極的に開示・提出する動機付けになる。本件訴訟において被告東電が「被告東京電力の賠償責任に関する審理においては、専ら原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われる必要がある、かつそれで足りるといふべきである。」（答弁書45頁）と主張して、被告東電自らの過失の有無の審理をことさら避けようとする意図を示していることからしても、被告東電に対する証拠資料の提出の動機付けとなる実質的メリットは大きい。

また、裁判所も、釈明や当事者の証拠調べ請求の採用など積極的な訴訟指揮を行うことが予想される。

これに対し、慰謝料算定の考慮要素としてのみ被告東電の過失の有無を審理するとなると、「慰謝料額の決定に必要な範囲で」の審理とならざるをえない。そのため、被告東電の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮が、消極的になる

リスクがある。

そして、上述のようなメリットやリスクは第一審のみならず、本件訴訟が上級審に移行した場合にも同様に考えられる。

4 共同不法行為の成否に関する実質的メリット

- (1) 本書面の第2で述べるとおり、原告らは、被告東電の原賠法3条に基づく責任と被告国との規制権限不行使に基づく責任とは、共同不法行為が成立すると考えている。

しかし、仮に、理論的に、被告東電の原賠法3条に基づく責任と被告国の規制権限不行使に基づく責任とが共同不法行為にならないのだとすれば、被告東電に対する民法に基づく請求には、被告国の規制権限不行使に基づく責任と共同不法行為が成立するという実質的メリットがあるといえる。

- (2) 具体的には、規制対象者と国の双方の責任が認められる場合でも、国の責任が二次的、補充的であるとして、国の責任の範囲を限定する例が実務上みられる。

しかし、最高裁は、民法719条所定の共同不法行為が成立する場合は、各不法行為者が賠償すべき損害額を按分、限定することは許されない旨を判示し（最高裁平成13年3月13日判決民集55巻2号328頁）、共同不法行為が成立する場合の一方の共同不法行為者の責任の限定を厳格に考えている。

そのため、共同不法行為が成立することにより、被告国の責任の範囲の限定を否定することができるのである。

5 小括

以上のとおり、原告らは、裁判所が、被告東電の予見義務違反及び結果回避義務違反の存否、すなわち被告東電に過失があったか否かという規範的評価を必ず行うことを求めて、主位的に民法に基づく請求をするものである。

そして、主位的に民法に基づく請求を行うことにより、被告東電の過失が認

められ慰謝料額が増額すること，第一審及び上級審での訴訟活動や訴訟指揮が積極的になりうること，及び被告東電の原賠法3条に基づく責任と被告国の責任に理論上共同不法行為が成立しないというリスクを回避すること，といった実質的メリットがある。

第2 (2) (被告らの債務が不真正連帯債務となる根拠) について

1 共同不法行為

(1) 被告東電の原賠法3条に基づく責任と被告国の規制権限不行使に基づく責任は，民法719条1項前段の共同不法行為にあたる。

そして，民法719条1項前段の共同不法行為が成立する場合の効果につき，判例は不真正連帯債務としている（最高裁昭和57年3月4日判決集民135号269頁など）。

よって，被告東電の原賠法3条に基づく請求と被告国に対する規制権限不行使を理由とする請求は，不真正連帯の関係にある。

(2) この点，原賠法3条に基づく責任は無過失責任で，要件は「原子炉の運転等」であるため，この要件に該当する事実のみでは被告東電の具体的な過失行為がなく，共同不法行為の要件である関連共同性が認められないとも思える。

しかし，関連共同性は，連帯責任を負わせるほどに加害行為に一体性が認められるか否かを判断するための要件であり，判例・通説は，この要件の意味を客観的関連共同としている。

そのため，一体性の判断において，加害行為の主観的な共同は必要でないから，一体性の判断の根拠となる加害行為は，過失行為である必要はない。

また，要件に該当する事実の内容を具体的に捉えなければ，客観的関連共同性の判断は不可能である。例えば，「被害者をAがナイフで刺した」という事実だけで民法709条の要件は満たすが，「Bが押さえつけた被害者を

Aがナイフで刺した」と具体的に捉えなければ、加害行為の客観的関連共同性の判断はできない。

本件に則していえば、原賠法3条に基づく請求をする場合、その要件は「原子炉を運転した」という事実である。しかし、その「原子炉を運転した」という事実は、「被告東電は、地震・津波により原子炉が損傷することを防止するための回避措置をとらずに原子炉を運転した」と捉えることができる。

このように捉えれば、被告東電の行為と被告国の規制権限不行使との間の客観的関連共同性を認めることは可能である。

- (3) そもそも、無過失責任の規定は、過失の立証の負担軽減という被害者救済のために設けられたものである。無過失責任の規定が適用されたからといって、加害者に過失がないことにはならない。

そのため、無過失責任の規定の適用があることで、共同不法行為が認められないという被害者に不利な結果が生じてはならない。

- (4) 以上のとおり、被告東電の原賠法3条に基づく責任と被告国の規制権限不行使に基づく責任との間にも、理論上、共同不法行為は成立する。

2 仮に競合的不法行為であっても、不真正連帯債務となる

- (1) 仮に、被告東電の原賠法3条に基づく責任と被告国の規制権限不行使に基づく責任とが共同不法行為責任とならない場合、両者の責任は、同一の損害を生じさせた複数の不法行為が競合する、いわゆる競合的不法行為となる。

- (2) そして、競合的不法行為の場合、各加害者は自身の加害行為と相当因果関係のある損害の賠償責任を負うことになるが、多くの場合は、その賠償の範囲の全てについて重なりが生じる。

この場合の重なりが生じた部分の複数の不法行為責任の関係についても、不真正連帯債務と解されている。

以上